## ◎佐賀県条例第25号

佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年佐賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
第3条 略	第3条 略		
2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀	2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀		
県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職	県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職		
員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合にお	員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合にお		
いて、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100	いて、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100		
分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」と	分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」と		
あるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とし、期末手当に係る期末手当基礎額	あるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とし、期末手当に係る期末手当基礎額		
は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算し	は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算し		
た額とする。	た額とする。		

第2条 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

## 

## 第3条 略

2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀 県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職 員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合にお いて、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100 分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」と あるのは「100分の177.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額 は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算し

## 第3条 略

2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。

改正前		改正後		
た額とする。 別 <b>表第1</b> (第3条関係) 常勤の職員の給料表		別表第1(第3条関係) 常勤の職員の給料表		
職名	給料月額(円)		職名	給料月額(円)
知事	1, 190, 000		知事	1, 260, 000
副知事	940,000		副知事	990,000
略			略	

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。